

墨田区監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和2年度定期監査（第1回）の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年8月21日

墨田区監査委員	長谷川	昌伸
同	寺田	政弘
同	井尾	仁志
同	大越	勝広

令和2年度定期監査（第1回）監査結果報告書

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

2 監査の対象

主に令和元年度の事務事業の執行にかかわるもの

3 監査実施期間

出先事業所

令和2年6月2日（火）から令和2年6月29日（月）まで

今回の監査は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、出先事業所については、施設長が課長級の事業所のみを対象とし、例年5月に実施しているものを6月に延期して実施した。

また、例年6月に実施している幼稚園、小学校、中学校は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮し、中止とした。

4 監査実施事業所及び実施日

別紙「令和2年度定期監査（第1回）日程表」のとおり

5 監査の方法

所管課から提出された資料等を基に、実地監査の方法で実施した。

6 監査方針

- (1) 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2) 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。
- (3) 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。
- (4) 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

7 監査結果

(1) 指摘事項

ア 事業実施の起案文書がないものがあった。(ひきふね図書館)

イ 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としてい

るものがあつた。(ひきふね図書館)

ウ 特殊勤務手当で、勤務を要しない日に支給されているもの、対象業務に従事していない日に支給されているもの、誤って同日に重複して支給されているものがあつた。(本所保健センター、子育て支援総合センター、すみだ清掃事務所)

エ 緊急一時保育事業実施に伴う傷害保険の加入において、保険加入対象は公設公営の区立保育園であるが、指定管理者制度が導入されている保育園についても保険加入しているものがあつた。(子育て支援総合センター)

(2) 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らないものの、今後の事務処理にあたっては特に留意し適正な事務処理に努められたい事項である。

ア 職員の給与・服務関係を適正に行うべきもの

(ア) 職員の休暇等申請に関すること

- a 子の看護のための休暇や短期の介護休暇で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあつた。(3事業所)
- b 出張の後に帰庁せず、有給休暇(時間)を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあつた。(2事業所)
- c 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、往復の旅費が支給されているものがあつた。(3事業所)
- d 旅行経路の一部に通勤手当支給区間があるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(3事業所)
- e 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(3事業所)

イ 経理関係(前渡金、収納金、契約、郵券・ごみ処理券)を適正に行うべきもの

(ア) 前渡金に関すること

- a 資金前渡受者の現金出納簿を備えていないものがあつた。(1事業所)
- b 現金出納簿に日付の記帳漏れのあるものがあつた。(1事業所)

(イ) 収納金に関すること

- a 金銭出納員の収納金で、現金出納簿に金額、日付、摘要の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあつた。(3事業所)

(ウ) 契約履行に関すること

- a 委託契約で、仕様書に定めのある実績報告書が提出されていないものがあった。(1事業所)
- b 契約履行届や検収調書、完了届で、立会員の押印のないものや日付の記載のないものがあった。(2事業所)

(エ) 郵券・ごみ処理券管理に関すること

- a 郵券の受払で、帳簿を備えていないものがあった。(1事業所)
- b 郵券・ごみ処理券受払簿で、日付、月計、累計の記帳漏れや記帳誤り、訂正印のないものがあった。(1事業所)

ウ 施設等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 施設の安全管理に関すること

- a 消火器の前に障害物が置かれているものがあった。(1事業所)

8 監査委員意見

以下については、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 適正な事務の執行について

今回の監査で指摘に挙げた事項のうち、事案の決定手続における専決を行う者の区分の誤りについては、これまでも指摘しているところであるが、担当者のみならず当該事業の決定権者及び決定関与者においても漫然と事務処理を行うことがないよう、意識の向上の取組を図っていただきたい。

また、傷害保険の加入の誤りについては、対象事業所であるか否かの確認を怠っていたものである。さらに、指導・注意事項に挙げた事項の多くが昨年度も挙げたものであることから、事務の執行が前例踏襲で行われることがないよう、職員一人ひとりが自己点検の質を高めると同時に、複数職員によるチェック体制の着実な実行など、再発防止に努めていただきたい。

区においては、令和2年3月に墨田区内部統制基本方針を策定した。適切にリスク管理を行い、業務の適正な執行を確保することで、より区民に信頼される区政の実現を目指すとのことであるが、管理監督者による職員への適切な指導及び組織としてのチェック体制の構築について、改めて要望する。

(2) 施設等の安全確保について

施設における利用者の安全管理について、毎年、防火防災管理体制や避難経路、消防用設備の状況等を確認しているが、消火器の前に障害物が置かれている施設があり、

災害時の安全が確保されていない状況が見られた。

施設においては利用者の安全を最優先に考え、非常の際に即時対応ができるよう常日頃から問題がないか点検を行うなど、利用者の安全確保に努められたい。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策において、各施設で消毒や換気、飛沫防止用のパネルの設置などの処置が施されていることを確認したが、引き続き徹底して感染拡大防止策に取り組まれたい。

令和2年度 定期監査(第1回)〔出先事業所等〕 日程表

1 監査委員監査

月 日	監 査 対 象 施 設		場 所
6月 3日 (水)	9:30~10:30	10:45~11:45	当 該 施 設
	すみだ清掃事務所	子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー	
6月24日 (水)	9:30~10:30	10:45~11:45	当 該 施 設
	向島・本所保健センター (会場：本所保健センター)	ひきふね図書館	

2 事務監査

月 日	午 前 (9:00~12:00)	午 後 (13:30~16:30)	場 所
6月 2日 (火)	子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー		当 該 施 設
6月 4日 (木)	ひ き ふ ね 図 書 館		当 該 施 設
6月22日 (月)	す み だ 清 掃 事 務 所		当 該 施 設
6月29日 (月)	向 島 保 健 セ ン タ ー		当 該 施 設
	本 所 保 健 セ ン タ ー		当 該 施 設